

許可申請事項の変更に係る届出について（車両関係）

I 申請時の提出書類について

	増車	減車	車両代 替	車体 色・デ ザイン	ICカード の交付	金沢工 場の 夜間登
【様式14】許可申請事項変更届出書	○	○	○	○		
新車両の自動車検査証記録事項の写し （電子車検証のない車両は、車検証の写し）	○		○			
新車両の写真	○		○	○		
旧車両の写真 又は 抹消登録証明書の写し 等		○	○			
【様式10の2】 車庫等の概要、案内図及び配置図	○	○	○			
【様式11】運搬車両等一覧	○	○	○			
旧車両のICカード		○	○			
【第5-1号様式】 車両確認証等交付依頼書	○		○			
【第5-2号様式】 車両確認証等再交付依頼書					○	
対象車両の自動車検査証記録事項の写し （電子車検証のない車両は、車検証の写し）					○	
搬入車両登録申請書（夜間・日曜等） （搬入車両3トン車まで）						△ （注）
搬入車両登録希望票（夜間・日曜等） （3トンを超える車両での搬入）						△ （注）
金沢工場夜間・日曜・年末年始搬入 収集計画書						○
【様式13】許可申請事項変更申出書	（浄）	（浄）	（浄）			

（注）搬入車両の大きさにより、どちらか一方の書類を提出すること。

（浄）浄化槽汚泥等を運搬する車両の台数や最大積載量の変更に限り、使用する様式です。

添付資料は、様式14と同様です（第5-1号様式、ICカードを除く。）。

※次頁の説明も参考にしてください。

2 申請手続き・注意事項

(1) 増車、車両代替に伴う新車両のICカードについて

- ・窓口で申請した場合、その場で新しい車両のICカードを交付します。
メールや電子申請、郵送で申請した場合は、受理後、ICカードを郵送します。

(2) 車両に付属物を装着する場合や、自動車検査証の内容変更（車番等）がある場合について

- ・提出書類は、車両代替と同じになります。

(3) 車体色・デザインの変更

- ・車体色やデザインを変更する前に、あらかじめ事業系廃棄物対策課へご相談ください。

(4) 車両の写真について

- ・新車両は車両表示を入れた状態に、旧車両は車両表示を抹消した状態にし、前後左右の4面を確認できる画角の写真を提出してください。
- ・車両の表示内容が確認できない場合は、車両表示のみを撮影してください。

(5) ICカードの再交付

- ・書類を提出していただき、受理後1週間程度で再交付手数料の「納入通知書」を交付します。再交付手数料を納付していただき、「納入通知書兼領収書」を窓口で提出していただくか、メールや電子申請にて写しを提出、確認後にICカードを再交付します。

(6) 金沢工場の夜間・日曜等搬入について

- ・書類を提出していただき、受理後、約1週間後から搬入することができます。

(7) 許可申請事項変更申出書について

- ・**事前に**許可申請事項変更申出書を提出し、基準値の10%以内の変更に限り変更承認書を交付します。変更承認書の交付後、当該車両をご使用ください。
- ・車両台数や最大積載量に変更が無いときは、様式14「変更届出書」をご使用ください。